

船舶事故調査報告書

平成24年12月20日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成24年9月10日 00時30分ごろ～01時55分ごろの間）
発生場所	不明（福岡市東区奈多 ^{なた} 南方沖200m付近～奈多南岸の砂浜の間）
事故調査の経過	<p>平成24年9月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。</p> <p>原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。</p>
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 弘丸 ^{ひろ} 、1.8トン FO3-31018（漁船登録番号）、個人所有 9.15m(Lr)×2.24m×0.75m、FRP ディーゼル機関、114kW（動力漁船登録票による）、昭和60年6月10日
乗組員等に関する情報	船長 男性 64歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年3月26日 免許証交付日 平成23年3月30日 （平成28年5月8日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、平成24年9月10日00時30分ごろから奈多南方沖200m付近で刺し網漁を行っているところを本船の南方約1kmで刺し網漁を行っていた僚船の船長（以下「僚船船長」という。）に目撃されていた。</p> <p>僚船船長は、操業中の本船の航海灯や作業灯に動きがしばらくないために不審に思い、本船の船長に携帯電話で連絡を取ったが応答がなかったため、直ちに投網していた刺し網を巻き上げて本船に向かった。</p> <p>僚船船長は、01時55分ごろ本船が奈多南岸の砂浜に乗り揚げているところを認めたが、船長が見当たらないので、僚船船長の親族に連絡し、関係部署へ捜索の連絡をさせた。</p> <p>また、僚船船長が本船に移乗したところ、機関操縦ハンドルは前進</p>

	<p>に取られて主機と巻揚機が運転された状態となっており、刺し網を巻き揚げる際に最初に船内に引き揚げる浮きは船内にあったが、刺し網は巻き揚げられていなかった。</p> <p>船長は、本船所属漁業組合の僚船、巡視艇、潜水士等によって捜索が行われ、13時20分ごろ本船から南方約50mの水深約1mの海底に沈んでいるところを発見され、揚収後、福岡海上保安部に搬送されて溺死と検案された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 北東、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>
その他の事項	<p>刺し網は、長さが約500m、幅が約4mであり、上縁に設けられたロープの両端には浮きを取り付けられていた。</p> <p>奈多南方沖は、海図W190によれば遠浅になっており、本船が操業していた場所付近の水深は約2～3mであり、無人の本船を発見した僚船が操業していた場所付近の水深は約3～4mである。</p> <p>船長は、長袖シャツ及びジャージズボンを着け、その上に胸までのカップズボンを履き、軍手及び長靴を着用し、軍手の上にはゴム手袋をしていたが、発見されたとき、カップズボン、長靴、軍手及びゴム手袋は着用していなかった。</p> <p>船長は、高校時代水泳部に所属し、水泳が得意であった。</p> <p>救命胴衣は、船内に保管されていた。</p> <p>船長の携帯電話は、防水型ではなく、本船が発見されたときは操舵室に置いてあった。</p> <p>船長は、常用している薬はなく、生活をする上で健康上の問題はなかった。</p> <p>本船には衝突痕がなく、また、船長には外傷はなかった。</p> <p>本船のいけすには、ボラが数匹入っていた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>あり</p> <p>不明</p> <p>船長の死因は、溺水であった。</p> <p>本船は、10日00時30分ごろ奈多南方沖で操業しているところを僚船船長に目撃され、01時55分ごろ、奈多南岸の砂浜に乗り揚げた無人の状態が発見され、刺し網を巻き揚げる際に最初に引き揚げる浮きが船内にあったものの、刺し網が巻き揚げられていなかったことから、この間において、奈多南方沖で刺し網の巻揚げ作業中、船長が落水した可能性があると考えられるが、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長は、落水して溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>

原因	本事故は、夜間、本船が、奈多南方沖で刺し網の巻揚げ作業中、船長が、落水したことにより発生した可能性があると考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・救命胴衣を着用すること。・落水した際の連絡手段として防水型携帯電話を常に所持しておくことが望ましい。